で、賛成多数で可決されま 部を改正しようとするもの 正を行うため、 準を改めるなどの所要の改 設における副食費の徴収基 営に関する基準の一部改正 び特定地域型保育事業の運 例=特定教育・保育施設及 る条例の一部を改正する条 の運営に関する基準を定め 設及び特定地域型保育事業 ▽館林市特定教育・保育施 全員一致で可決されました を改正しようとするもので 特定教育・保育施 本条例の一

決されました。 するもので、全員一致で可 条例の一部を改正しようと 所要の改正を行うため、本 文にずれが生じたことから、 て支援法及び同法施行規則 **正する条例=**子ども・子育 定に関する条例の一部を改 部改正に伴い、 引用条

帳法施行令等が改正され、 進の観点から、 改正する条例=女性活躍推 館林市保育の必要性の認 館林市印鑑条例の一 住民基本台 部を

> で、全員一致で可決されま 部を改正しようとするもの 票及び印鑑登録証明書にお ることに伴い、印鑑登録原 併記する取扱いが開始され に限り住民票及び個人番号 正を行うため、本条例の一 いても、 カードに旧氏を現在の氏と 本年11月5日から、 旧氏を記載する改 申請

例の一部を改正する条例= の設置及び管理に関する条 全員一致で可決されました。 を改正しようとするもので め、館林市下水道事業施設 の財務規程等を適用するた 排水事業に地方公営企業法 共下水道事業及び農業集落 等に関する条例=館林市公 び農業集落排水事業の設置 ▽館林市地域し尿処理施設 の設置に関する条例の全部 ▽館林市公共下水道事業及

ることに伴い、使用料に当 が8%から10%に改定され 及び地方消費税の合計税率 用するため、並びに消費税 営企業法の財務規定等を適 農業集落排水事業に地方公 館林市公共下水道事業及び

> の 正しようとするもので、全 当たり、 道事業審議会を設置するに るため、 水道事業の円滑な運営を図 成多数で可決されました。 正しようとするもので、 るため、 該消費税等相当額を加算す 員一致で可決されました。 館林市附属機関設置条例 一部を改正する条例=下 本条例の一部を改 新たに館林市下水 本条例の一部を改 替

条例の廃止

した。 ことに伴い、 で、全員一致で可決されま 例を廃止しようとするもの の徴収事務を規定する本条 保育の無償化が実施される 部改正により、 ども・子育て支援法等の 収条例を廃止する条例=子 館林市立幼稚園保育料徴 幼稚園保育料 幼児教育

補正予算

総額をそれぞれ294億6 を追加し、 1億4178万1000円 会計補正予算 (第3号) 令和元年度館林市 歳入歳出予算の П 般

ことから赤字比率はなく、

!結実質収支が黒字である

7 0 ので、賛成多数で可決され 万6000円とするも

▽令和元年度館林市下水道

とを踏まえ、

本条例の一

で可決) 算(第1号)= 落排水事業特別会計補正予 **1号)** = (全員一致で可決) 事業特別会計補正予算(第 ▽令和元年度館林市農業集 (全員一致

号) = (全員一致で可決) **険特別会計補正予算(第2** ▽令和元年度館林市介護保



報告

るべき基準が設けられ、具 営企業の経営の健全化を図 化及び財政の再生並びに公 において、財政の早期健全 財政の健全化に関する法律 について=地方公共団体の 比率及び連結実質赤字比率 体的な指標である実質赤字 率及び資金不足比率の報告 ▽平成30年度健全化判断比 ついては、 実質収支及び

> 将来負担比率は99・1%で 値となっているとの報告が における資金不足比率とも 判断比率及び公営企業会計 比率はなく、全ての健全化 ていないことから資金不足 いては、資金不足額が生じ における資金不足比率につ あり、また、公営企業会計 実質公債費比率は4・9% ありました。 国の判断基準以下の数

平成30年度決算

実質収支額は、 3865万円を差し引いた 翌年度へ繰り越すべき財源 6円となります。このうち、 残額は21億1210万66 5%となり、歳入歳出差引 円で、その執行率は95・1 は276億765万262 %です。また、歳出決算額 する収入率は102・43 5万928円で、予算に対 0万5000円に対し、歳 最終予算額290億150 出決算の認定について= 人決算額は297億197 ▽平成30年度館林市歳入歳 般会計の決算の概要は、 20億734